

地方創生に関する提言

平成27年10月14日
自由民主党愛知県議員団

地方創生に関する提言

本県は、平成 26 年 11 月に公布・施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国の人口ビジョン及び総合戦略を勘案しつつ、本年秋頃を目途に「愛知県人口ビジョン」及び「愛知県まち・ひと・しごと総合戦略」を策定することとしている。

人口急減、超高齢化という課題に直面する中、本県が将来にわたって活力ある社会を維持していくためには、ふるさと愛知の特徴を生かした取組を行うことで、自律的で持続的な社会を創生することが重要である。

そこで、自由民主党愛知県議員団は、愛知にふさわしい地方創生のあるべき姿を県当局に提言すべく、「地方創生プロジェクトチーム」を設置し、関係部局からの説明聴取や、現場の現状把握、先進事例の視察など、調査・検討を進めてきた。

もとより、地方創生には、産業振興や雇用の確保、地域の魅力づくり、医療・福祉の充実など、多岐にわたる分野での施策の展開が必要と考えるが、今回のプロジェクトチームでは、特に各地域の特色を生かした取組が期待される「観光振興」と「農林水産業振興」を軸とした地方創生の推進に焦点を絞り、それぞれ若手議員を中心にチームを編成し、できる限り現場に足を運び、県民の声に耳を傾け、地域の実情に沿った提言の取りまとめに努めてきた。

自由民主党愛知県議員団は、ここに、プロジェクトチームの調査・検討結果をもとに提言を取りまとめ、愛知にふさわしい地方創生の実現を県当局に求めるものである。そして、今後も県民の意見や要望をしっかりと受け止め、必要な提言を行っていく所存である。

第1 観光振興を軸とした地方創生の推進

地域の観光資源の活用や訪日外国人の誘客など、観光振興を軸とした地方創生の推進について、次の提言を行う。

1 県全体の地方創生につながる施策の展開

(1) 地域の特性に応じた施策の展開

観光は、地域の資源を活用した産業であり、地域がそれぞれの特色を生かした取組を行うことが重要であることから、地域の実情に応じて観光資源を掘り起こし、磨き上げ、観光魅力を作り出していくことにより、県全体の地方創生につながる着実な施策の展開を図っていくべきである。

なお、2027年のリニア中央新幹線開業をマイルストーンとして観光振興に取り組むべきである。

(2) 観光基盤・施設の拡充

魅力ある観光地を形成するためには、滞在地点となるホテル、旅館といった宿泊施設の改装や増設等の促進はもとより、観光地にアクセスしやすい道路、鉄道、空港、港湾など観光を支える交通インフラの利便性の向上が重要である。

あわせて、中部国際空港発着便が増加するよう、同空港の二本目滑走路の実現等による機能強化や、同空港を拠点とする航空事業者の支援に取り組むほか、東海道新幹線三河安城駅・豊橋駅へのひかり号停車本数増を働きかけるなど、これらの充実を図るべきである。

(3) ターミナル発の二次交通等の充実

観光ニーズの多様化とともに訪日外国人旅行者の個人旅行が増えており、観光地間の周遊の足を確保する点からバス、タクシー、レンタカーなどの二次交通の必要性が高まっているため、地域特性に応じた空港や鉄道駅からの二次交通の充実を図るとともに、観光バスの待機場所の整備・充実を図り、観光地の競争力を高めるべきである

2 観光資源の発掘、磨き上げ、創出

(1) 長時間滞在が可能な観光スポットの整備促進と観光周遊コースの充実

国の特定複合観光施設区域の整備の促進に関する法律案（IR法案）の審議の動向も踏まえつつ、愛知にゆかりのあるアニメ作家にちなんだ複合娯楽施設の誘致等により、長時間滞在が可能な観光スポットの整備を進め、誘客とその滞在を促進するべきである。

そのうえで、市町村と連携しながら、観光スポット巡りやプロスポーツ・公営競技等の観戦、「なごやめし」を始めとする愛知の食等を組み込み、愛知の地域特性を十分に生かしたターゲット別の周遊コースを作り、ブランド化することにより、愛知の持続的なイメージアップを図るべきである。

(2) 産業観光の推進

時代による価値観の変化に伴い、参加・体験型を指向する旅行への関心が高まっていることをふまえ、我が国屈指の産業集積を有する本県において、参加・体験型の産業観光資源の洗い出しを行い、その魅力をさらに高めるとともに、見学者による施設利用等を促進していくものとする。

(3) 歴史観光の推進

県内外において知名度の高い愛知ゆかりの戦国武将にまつわる観光資源や史跡を活用した、「武将のふるさと愛知」ならではの歴史観光を推進するとともに、本県に来訪するビジネス客に対しても、歴史観光による誘客を図るべきである。

(4) 食文化のブランド化

「なごやめし普及促進協議会」によるPRや県による認定制度の創設、多言語による情報発信などにより、愛知らしさが感じられる食を通じた国内外へのPRを強化するべきである。

(5) 映画等のロケ地の誘致

熱海市など先進地の事例にならい、愛知県フィルムコミッション協議会を中心に、映画、NHK大河ドラマ等のロケ地の誘致と受入れ体制の一層の充実を図るべきである。

(6) クルーズ船の誘致

クルーズ船の寄港環境の整備により、名古屋港のみならず、三河港・蒲郡

港・衣浦港へのクルーズ船の誘致を推進し、来訪客の現地での観光を推進するべきである。

3 国際会議・イベント等（MICE）の誘致・活用による誘客促進

(1) コンベンション施設の整備と国際会議等の誘致

国際会議等の開催は、愛知の国際的な知名度とイメージの向上、国内外からの来訪者などによる交流人口の拡大、観光交流の機会の創出などの効果をもたらし、地域の活性化につながることから、10万平方メートル超の規模のコンベンション施設の整備を行うとともに、国際会議等の誘致・開催やテクニカルビジット等の誘客について、情報収集や先進自治体の事例の調査を積極的に行うべきである。

(2) スポーツ大会の誘致

スポーツ大会の招致・誘致には、国境を越えて広く地域の魅力を伝える情報発信力や、多くの参加者や観戦者を集める集客力があることから、「ラグビーワールドカップ2019」の招致、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の競技招致及び合宿誘致、「FIFAフットサルワールドカップ2020」の招致に続き、「2027年アジア競技大会」をはじめ国際的にもインパクトのあるスポーツ大会の招致・開催に、全県レベルでの競技施設の再検証・整備等も含め、積極的に取り組むべきである。

(3) イベントとの連携による観光客の誘客促進

「にっぽんど真ん中祭り」や「世界コスプレサミット」などのイベントと連携した観光客の誘客を図るべきである。

4 広域観光の推進

(1) 広域観光の推進

海外からの新たな観光需要等に対応し、中部地域を訪問する観光旅行者の拡大を図るためには、他の有力な観光先進県との連携を図りつつ、広域観光を推進する必要があるということから、国・中部各県自治体・関係団体などで構成する「昇竜道プロジェクト推進協議会」を活用し、国内外からの誘客を一層推進するべきである。

産業観光、歴史観光などの推進に当たっては、観光資源の掘り起こしを行うとともに、観光資源・施設間の特性を活かして県内市町村及び他県との連携を図り、広域観光周遊ルートの検討を進めるべきである。

5 戦略的な情報発信と訪日外国人旅行者誘客の促進

(1) ICT（情報通信技術）の活用推進

訪日外国人旅行者が訪問先を決定するにあたっては、事前にホームページで入手した観光情報によるところが大きいことから、ホームページやSNS、内外の有力なブロガーによる情報発信の充実に取り組むべきである。

また、県内の自治体や観光事業者の観光案内Webページの充実支援及び相互のリンクの促進を図るべきである。

さらに、wi-fi について、先進事例を参考に安心・安全で利便性の高い利用環境の整備を図るとともに、市町村の整備を支援するなど、ICTの利用を進めるべきである。

(2) 伊勢志摩サミット開催に伴う本県の観光情報の発信

伊勢志摩サミットの開催を契機に、国内外からのゲートウェイの役割を担う本県の魅力ある観光資源の情報を、人口の多い首都圏や内外のメディア等に的確に発信するべきである。

(3) 外国人観光客向け「おもてなし」の充実

外国人観光客の増加を受けて、多言語表示案内板の設置や観光案内所の対応充実のための支援を行うとともに、デジタルサイネージを活用した愛知のPRを効果的な場所で行うべきである。

加えて、外国人観光客の訪日の主な目的である買い物の需要に対応するため、新たな観光名所を目指すべく、中部国際空港周辺への特色ある商業施設の誘致のほか、免税店の充実や購入手続きの簡素化、営業時間の拡大に取り組むべきであり、特に富裕層の消費拡大につなげることが必要である。

また、外国人観光客が愛知の夜（ナイト観光）を安全・安心に楽しめるよう、飲食店や商業施設の環境整備を図る必要がある。

さらに、高等学校等において観光に関する専門的な人材の育成を行うなど、外国人観光客向け「おもてなし」の充実に取り組むべきである

(4) 海外プロモーションの展開

旅行会社や広告代理店と連携した観光資源の洗い出し及び観光ブランドプロモーションを推進することにより、観光資源の「地域ブランド」としての海外へのPRを図るとともに、外国人を含めた教育旅行客や報奨旅行客が繰り返し本県を訪れるような仕組みを検討すべきである。

第2 農林水産業の振興を軸とした地方創生の推進

大都市圏という立地特性を活かした6次産業や地産地消など、農林水産業を軸とした地方創生の推進について、次の提言を行う。

1 県全体の地方創生につながる施策の展開

(1) 地域の実情に応じたきめ細かな施策の展開

農林水産業は、地域に根差した産業であり、地域毎に農林水産業を取り巻く環境が大きく異なっていることから、特定の地域や農林水産物に対象を限定することなく、それぞれの地域の実情に応じて、きめ細かな施策の展開を図っていくべきである。

とりわけ、人口減少・高齢化が急速に進むみかわ山間部や三河湾の島々などにおいては、農林水産業を軸とした地方創生の取り組みにより、侍従・定住が促進されることが期待されている。

(2) 意欲のある担い手への積極的な支援

市町村や関係団体と連携して、若者・女性・定年退職者等の就農や農業法人の設立、企業の農業分野への参入など、意欲のある担い手を積極的に支援していくべきである。

なお、意欲のある担い手への支援に当たっては、その取組を地域全体の振興に結び付けることができるよう工夫するとともに、愛知県国家戦略特別区域における農業分野の取り組みを踏まえ、農地等に関する規制の緩和についても検討していくことが必要である。

(3) 農林水産業従事者全体の安定した所得の確保等

小規模、兼業の農家の割合が多いこと、担い手の高齢化や既存施設の老朽化が進んでいることなど、本県の農林水産業が直面する現状と課題を十分に認識し、農林水産業従事者全体の安定した所得の確保に向けて、地域の実情に合った効果的な施策を推進すべきである。

なお、農林水産業の振興を軸とした地方創生を着実に推進していくためには、地域の実情を踏まえ、農林水産業の生産基盤の強化を進めるとともに、既存施設の更新整備を計画的に行う必要がある。

2 地域の特色を生かした出口戦略の展開

(1) 6次産業化の推進

本県には、多くの魅力ある農林水産物があることから、それらを洗い出し、生産から加工、販売までを融合した6次産業化等による販路拡大を推進していくべきである。

なお、農家レストランの開業など、自ら6次産業化に取り組む農家や企業等の取組を支援するとともに、市町村や関係団体と連携して、直販施設等を活用した販路拡大などにも積極的に取り組むべきである。

また、県が6次産業化等による販路拡大をリードしていくため、例えば、新たな課室を設置するなど、県の組織体制の充実を検討するべきである

(2) 小規模農家による農産物の直接販売の支援

高品質の農産物を少量生産し、超苦節販売することで、小規模でも収益性の高い農業を目指す意欲ある農業者もあることから、安定した販路の確保や労働力の確保、消費者へのPRや農業者間のネットワーク形成など、小規模農家による農産物の直接販売の支援を積極的に行うべきである。

(3) 地産地消の推進

名古屋市等の大消費地に近いという立地特性を活かし、都市部のニーズの把握に努め、生産者、販売者、消費者それぞれにより大きなメリットが生まれる仕組みを検討し、県内での生産量に対して消費量が少ない野菜や花きを始めとする県産農林水産物のより一層の地産地消の推進を図るべきである。

なお、学校給食での地元農林水産物の利用拡大を図るため、市町村や関係団体と協力して、供給の安定化や細やかな需給の調整を図るとともに、より具体的な数値目標の設定や食育への効果的な活用などを検討するべきである。

また、県内の林業活性化を図るため、県産材の流通加工体制の強化に取り組むとともに、公共建築物への県産材の使用拡大など、さらなる県産材の利用促進に取り組むべきである。

(4) 高付加価値化の推進

今後、農林水産業の分野においても、地域間の競争は一層激しくなっていくことが予想されることから、中長期的な視点で、地域団体商標制度や地理的表示保護制度の活用などによるブランド化を始めとする県産農林水産物の

高付加価値化の取組を積極的に支援していくべきである。

(5) 海外への販路拡大

新鮮で安全な県産農林水産物の魅力を生かし、地域のニッチ商品を世界のニッチとして輝かせる視点を持ち、県は、生産・加工・流通の各部門と連携して、潜在的な需要の掘り起こしや海外消費者のニーズの把握、海外に向けた効果的なPRなど、海外への販路拡大に取り組むべきである。

海外への販路拡大に自ら取り組む意欲的な生産者に対しても、県は、情報提供や展示会・商談会の開催など、積極的な支援を行うべきである。

(6) 効果的な情報発信と県民の意識啓発

県産農林水産物の安全性や品質の高さ、さらには、生産者や産地の思いが最終消費者まで伝わるよう、より一層工夫し、各市町村の特産品や農家レストランなどの情報を提供するホームページの充実を図るなど、地産地消の拡大や農林漁業者の所得向上につながる効果的な情報発信を検討するべきである。

また、情報発信等を通じて、農林水産業の担い手が自らの仕事に誇りを持てるよう、さらに、本県の農林水産業を県民全体で支えていくという意識が醸成されるよう工夫していく必要がある。

3 担い手の確保・育成

(1) 若い担い手の確保と育成

市町村や関係団体の担い手確保の取組を支援するとともに、県としても、説明会や体験会、研修会の開催や、就農を希望する者と後継者を希望する恒例の農業従事者等との出会いの場の創設、地方で生活することを希望する首都圏などの都市生活者への情報発信など、やる気のある若者を農林水産業の担い手として育成・確保する取り組みを検討すべきである。

小中学校における農林水産業分野の体験活動の実施拡大、農業化等の県立高等学校のスーパーサイエンスハイスクールの指定、中高生への農林水産業の進路紹介など、次代を担う若者の農林水産業への興味を喚起し、理解を深めていくための取組を関係部局が連携して推進すべきである。

(2) 女性の就農・起業の促進

女性の活躍促進に向けて、農林水産業の分野においても、作業の機械化や労働時間の短縮など、女性が働きやすい環境づくりに取り組むとともに、女性を対象とした相談窓口の拡充や研修会・セミナーの開催など、女性の就農・企業の選択支援を図るべきである。

(3) 定年退職者等の就農促進

農林水産業の新たな担い手として定年後のシニア層を取り込むため、安定した所得の確保や技能・知識の習得支援など、定年後のシニア層の就農者が、一定期間、安心して働くことのできる仕組みの構築を検討するべきである。

また、定年前の労働者を対象に、農林水産業の紹介や就農の案内等を実施するなど、企業側と連携した取り組みを検討するべきである。

4 生産性と収益性の向上

(1) ICT等の先端技術の導入

ICT、ロボット技術、小型無人機ドローンの活用や工場化など、先端技術の導入を促進し、生産性と収益性の向上を図るべきである。

特に、ICTを活用したデータ管理や施設管理については、県内の多くの企業、大学、団体等が実用化に向けた取り組みを進めているところであり、県は、それらの技術の普及に向けて、生産者への情報提供や啓発に努めるとともに、人材の育成や技術的・資金的な支援の方法などを検討するべきである。

(2) 集約化・効率化等の推進

地域の実情に応じて、農地利用の集積・集約化、出荷場や加工場の整備、組織の法人化などの集約化・大規模化を進めるとともに、担い手の高齢化が進む中で、小規模農家等が農林水産業を継続していけるよう、作業の効率化や労働の軽作業化を図るべきである。

(3) 新商品・新技術の開発・情報提供

県は試験研究機関において、国や大学、民間企業とともに連携して、消費者が求める商品を意識しつつ、県産農林水産物の生産性の向上や高付加価値化に資する新商品や新技術の研究開発に向けた取り組みの充実を検討する

べきである。

5 農林水産業と観光や健康・福祉などのほか分野とのマッチング

(1) 観光分野とのマッチング

農林水産業を県民に身近なものにするとともに、地域の活性化を図るため、グリーン・ツーリズムの推進、特産品を生かした体験ツアーなどの企画、市民農園・体験型交流施設の充実、スポーツ等のイベント開催時のPRなど、農林水産業を観光や余暇活動に生かす取り組みを関係部局が連携して推進すべきである。

なお、日本一の産出額を誇る愛知の花きを国内外にPRするとともに、観光客の集客を図るため、例えば、2027年のリニア中央新幹線開業に合わせて、国際園芸博覧会の開催を誘致するなど、大規模なイベントの開催を検討すべきである。

(2) 健康・福祉分野とのマッチング

今後、人口減少や高齢化が進むにあたって、障害者の就労移行支援や高齢者の認知症予防・ケアなどに農林水産業を活用するなど、農林水産業と健康・福祉分野の横断的な施策を関係部局が連携して推進すべきである。

(3) 地域のまちづくりとのマッチング

道の駅や子ども農山漁村交流プロジェクト事業の活用など、市町村や企業等と連携して、農林水産業や特産品を生かした地域のまちづくりを積極的に支援し、都市との交流拡大や移住・定住の促進を図っていくべきである。